

視聴覚機材・教材のご利用について

防府市視聴覚ライブラリーの機材・教材を利用される際は、次の利用規定に従ってご利用ください。

【利用規定】

- 1 利用することができるのは、学校・社会教育施設及び教育的な活動のために機材・教材（以下「機材等」という。）を使用する団体等です。
- 2 機材等の利用に当たって、次に掲げる利用は絶対にしないでください。
 - 個人的利用
 - 興行的営利等を目的とした利用（例えば入場料を徴収する行為）
 - 一政党、一宗教の宣伝及び活動等のための利用
- 3 機材等を利用する場合は、所定の「防府市視聴覚ライブラリー視聴覚機材・教材使用許可申請書」（第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）により申し込み手続きをしてください。
- 4 機材等の貸出期間は7日以内（休館日を除く。）とします。ただし、この期間を超える長期利用を希望する場合は、所定の「長期使用計画書」を提出し、承認を得てください。
- 5 「使用許可申請書」は使用する期日までに提出してください。
- 6 機材等は、操作方法にもとづいて正しく取り扱ってください。
- 7 16mmフィルムの映写操作は、教育委員会または防府市視聴覚ライブラリーが発行する映写技術検定証の所有者に限ります。
- 8 機材等の故障、損傷の発生時は速やかに届け出てください。
- 9 機材等の目的外使用、権利の譲渡又は転貸しはしないでください。
- 10 機材等の利用は必ず期間内にし、使用後は速やかに返納してください。
- 11 機材等の利用料金は無料です。
- 12 利用規定及び許可条件等に違反した場合は、使用許可の取り消し、使用の停止又は許可条件の変更をすることがあります。

【お申し込み・お問い合わせ】

防府市視聴覚ライブラリー（防府市青少年科学館・ソラール内）

T E L : (0 8 3 5) 2 6 - 5 0 5 0

F A X : (0 8 3 5) 2 3 - 6 8 5 5

開館時間：午前9時30分～午後5時まで

休館日：月曜日（ただしその日が祝日の場合は、次の平日が休館）

12月29日～1月3日

臨時休館日（必要に応じて定める場合があります。）